

安城市における土壤汚染について

倉敷紡績株式会社（大阪府大阪市中央区）が、安城市内の同社安城工場において、土壤汚染状況調査を実施したところ、土壤汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

（１）報告者

倉敷紡績株式会社

（２）報告年月日

2026 年 9 月 4 日（金）

（３）汚染が判明した土地の所在地

愛知県安城市大東町^{だいとうちょう}1058 番 1 及び 1228 番 1 の各一部

（４）報告の根拠

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）

（５）調査結果

ア 土壤溶出量

次表のとおり、法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害 物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注 2}
六価クロム 化合物	0.16mg/L (3.2 倍) ^{注 1}	0.05mg/L 以下	0～0.5m	5 / 1,193

注 1：（ ）内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注 2：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

イ 土壤含有量

全ての地点で、法に規定する土壤含有量基準に適合しました。

（６）当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壤を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壤汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壤溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

倉敷紡績株式会社 大阪本社 総務部 コーポレートコミュニケーション課
住所：大阪府大阪市中央区久太郎町 2-4-31
電話：06-6266-5053

4 調査対象地の概要

(1) 面積

108,354.1 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は 1943 年から 1950 年まで航空機用特殊鋼の製造工場の敷地の一部として利用されており、使用されていた原料に六価クロム化合物が含まれていた可能性があります、詳細は不明です。

1951 年から 2025 年まで倉敷紡績株式会社安城工場の敷地の一部として利用されていましたが、六価クロム化合物の取扱いはありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・ 六価クロム化合物

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)